

# 質 問 回 答 書

2024 年 6 月 28 日

「バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業(フェーズ 2)準備調査(QCBS-ランプサム型)」  
(公示日:2024 年 6 月 19 日/公示番号:24a00388)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 18 頁 第 2 章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第 3 条 実施方針及び留意事項 (12)相手国関係機関との調整	「実施機関のサポートのもと、本事業に関係する地方行政当局、地方警察当局、関係交通警察当局等へ本事業や調査について、2 回を目安にステークホルダーミーティングを開催する。」とありますが、2 回開催するための会場借上費や飲食代等は上限額内に含まれていますでしょうか。それとも、開催のための会場借上や飲食物準備は、実施機関が担当して下さるのでしょうか。	ステークホルダーミーティングの会場借上費や飲食代等は上限額内に含まれておりません。実施機関の支援のもと、ステークホルダーミーティングを開催する点については実施機関と確認済みですが、会場借上費や飲食代等の要否・要する場合の費用負担については、調査開始次第、実施機関と確認できればと考えております。
2	企画競争説明書 10 頁 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景 No.1 自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等)	特記仕様書(案)での該当条項が「第 3 条 (6)」と記載されておりますが、「第 4 条 (5)」の間違いでしょうか。	ご指摘のとおり、「第 4 条 (5)」の誤りなので、以下の通り訂正いたします。  <u>訂正内容</u> 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景 No.1 自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等) 特記仕様書(案)での該当条項 第 4 条 (5)

3	<p>企画競争説明書 42 頁 第 2 章 特記仕様書(案) 第 4 条 業務の内容 (26)プルーフエンジニアリング及び国内支援委員会対応</p>	<p>「原則、PE は各段階の成果物の提出時①～④に実施する。国内支援委員会は①、②においては、メールによる事前コメントを纏めて実施し、計 3 回求めるが委員会は開催せず、③、④の 2 回の開催を予定している。」という点につきまして、「計 3 回求める」は「計 2 回求める」の間違いでしょうか。</p>	<p>間違いではございません。①②についてはまとめてメールベースでの委員会を一回実施し、③④については対面での委員会をそれぞれ一度ずつ行う想定で、計 3 回国内支援委員会を求めることになります。</p>
4	<p>企画競争説明書 44 頁 第 2 章 特記仕様書(案) 第 5 条 成果品</p>	<p>インテリム・レポート(ITR)の提出時期が、業務開始から 3 か月後の 2024 年 11 月 29 日、ドラフト・ファイナル・レポート(DFR)①の提出時期が、業務開始から 6 ヶ月後の 2025 年 2 月 21 日と設定されています。</p> <p>ITR には、初期簡易調査結果および三者協議を踏まえた事業スコープの決定、自然条件調査等を踏まえた概略設計結果、また、コンサルタント TOR・概算費用等を示すこととなっています。また、約 4 週間を要するプルーフエンジニアリングや国内支援委員会への対応を考えると、ITR の準備期間として短いように思われます。</p> <p>ファクトファインディングミッションを、DFR②の提出時期である 2025 年 6 月頃に実施することを考えても、ITR や DFR①の提出時期が早く設定されているように思いますが、その理由をご教示頂けませんか。</p> <p>過去の貴機構における同種業務によると、ITR (あるいはプロGRESS・レポート)で事業スコープを提案、協議、決定し、その後、概略設計を実施</p>	<p>プルーフエンジニアリング及び国内支援委員会への対応に要する時間を考慮し、第 5 条表中に記載のインテリム・レポート(ITR)とドラフト・ファイナル・レポート(DFR①)の提出時期を以下の通り訂正いたします。</p> <p><u>訂正内容</u> ITR 提出期限:2024 年 12 月 23 日(月) DFR①提出時期:2025 年 3 月 28 日(金)</p> <p>また、第 5 条(3)インテリム・レポート①について、記載内容を以下の通り訂正いたします。</p> <p><u>訂正内容</u> ①事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、初期簡易調査の結果、代替案検討を通じた最適案提案、自然条件調査、環境社会配慮(スコーピング案のドラフト) (補足:ITR においては、概略設計結果、コンサル</p>

		するものが多いと思慮します。	タントの TOR(詳細設計、入札補助等)、コンサルタントの業務量及び概算費用、コンサルタントの調達等に係るスケジュール等の記載までは求めません)
5	企画競争説明書 44 頁 第 2 章 特記仕様書(案) 第 5 条 成果品	<p>特記仕様書案で提示されております「提出期限」の考え方についてご教示いただけないでしょうか。</p> <p>各報告書の最終化には、①コンサルタントが報告書(案)(和文及び英文)を貴機構へ提出し、②それを貴機構及びプルーフエンジニアリングがレビューし、③貴機構との調整と合意を経て最終化、という手順を踏むと思われませんが、弊社は、「提出期限」=「③が完了した時点」と認識しております。</p> <p>更に、P.42 には「PE には約 4 週間(業務計画書案の提出時においては約 3 週間)を要するため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定すること。」と記載があります。この点も踏まえまして、企画競争説明書に記載されています報告書の提出期限の定義(①~③のどの段階を指すものか)と時期の妥当性についてご確認いただけないでしょうか。</p>	<p>特記仕様書案での「提出期限」については、幣機構及びプルーフエンジニアリングとの調整と合意を経て最終化完了した時点となります。</p> <p>また、ITRとDFR①については、質問4の回答の通り、提出時期を訂正いたします。</p>

以上